歳出予算に係る節の区分(第十五条関係)

節	説	明
1 報酬	議員報酬	
	委員報酬	執行機関である委員会の委員及び委員(常勤の者を除く。)に係る報酬
	非常勤職員報酬	その他の非常勤職員の報酬
2 給料	特別職給	知事、副知事、市町村長及び副市町村長並びに教育長、常勤の監査委員及び人事委員会の常勤の委員に係る報酬
	一般職給	
3 職員手当等	扶養手当	法律又はこれに基づく条例に基づく手当
	初任給調整手当	
	通勤手当	
	特殊勤務手当	
	特地勤務手当	
	何手当	
	児童手当	
4 共済費	地方公務員共済組合に対する負担金 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	
5 災害補償費	療養補償費	
	休業補償費	
	何補償費	
	葬祭料	
6 恩給及び退職年金	恩給	普通恩給、増加恩給及び扶助料
	退職年金	退職年金、通算退職年金、公務傷病年金及び遺族年金
7 報償費	報償金	報酬に掲げるもの以外のもの(謝礼金を含む。)
	賞賜金	
	買上金	
8 旅費	費用弁償	議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対する実費弁償
	普通旅費	
	特別旅費	
9 交際費		
10 需用費	消耗品費	文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材

		燃料費	暖房、炊事等の庁用燃料及び自動車用燃料費
		食糧費	
		印刷製本費	
		光熱水費	電気、ガス、水道及び冷暖房使用料
		修繕料	備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの
		賄材料費	
		飼料費	
		医薬材料費	
11	役務費	通信運搬費	郵便、電信電話料及び運搬料
		保管料	
		広告料	
		手数料	地方債事務取扱手数料
		筆耕翻訳料	筆耕、翻訳及び速記料
		火災保険料	
		自動車損害保険料	
12	委託料		試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料
13	使用料及び賃借料		
14	工事請負費	何工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で契約によるもの
15	原材料費	工事材料費	
		加工用原料費	
16	公有財産購入費	権利購入費	
		土地購入費	
		家屋購入費	
		船舶、航空機等購入費	
17	備品購入費	庁用器具費	
		機械器具費	
		動物購入費	消耗品以外の動物
18	負担金、補助及び交付金	負担金	
		補助金	
		交付金	
19	扶助費	生活扶助費	

		何扶助費	
20	貸付金		
21	補償、補塡及び賠償金	補償金	
		補塡金	欠損補塡金及び繰上充用金
		賠償金	
22	償還金、利子及び割引料	償還金	地方債の元金償還金、税収入等の還付金
		小切手支払未済償還金	
		利子及び割引料	地方債及び一時借入金の利子並びに割引発行する地方債の割引料
		還付加算金	
23	投資及び出資金		債券及び株式の取得に要する経費並びに公益財団法人の定款に係る出えん金等
24	積立金		
25	寄附金		
26	公課費		
27	繰出金		他会計への繰出し

備考　1　節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること。

2　節の頭初の番号は、これを変更することができないこと。

3　歳出予算を配当するときは、款項目節のほか、必要に応じ節の説明により、これを行なうことができること。